

真・政治改革

松崎 豊

text by Matsuzaki Yutaka

衆議院議員保岡興治秘書

「政治改革」という言葉が、世の中に出てから早くも10年が過ぎた。小選挙区比例代表制度と政治資金規正の強化・連座制の拡大という政治改革が実現して、10年である。「政治改革」という言葉は、以前からあったに違いないが、おそらくこの10年ほど、この言葉が、マスコミに踊ったことはないであろう。さらに言えば「改革」という言葉に凝縮されるかもしれない。

本論は、この10年の政治改革の流れを分析・評価し、国民のための「真の政治改革」を考察し、今後の課題を提起したい。同じ言葉であっても個人にとってイメージする内容が変わってくることから、まず、言葉の定義について定めなければならない。そして、その定義に沿って、この10年の政治改革を3つの区分によって説明する。

第1の改革は、10年前の選挙制度改革を中心にした改革、第2の改革は、橋本内閣による行政改革、そして、第3は小泉内閣の構造改革である。これらの改革は、いずれも大きな政治改革の流れの中にある。

改革とは

「政治改革」という言葉が、政界はじめ、マスメディアで使われる際の意味は、「政治と金」の問題としてとらえている部分が多いように推察される。これは、10年前の「政治改革」がリクルート問題に端を発し、お金がかからない選挙を実現することが国民の大勢であるという認識の下、行われた改革であったことが原因であろう。

実際、政界も、非自民連立政権の成立の過程や、その後の政局を考察すると、選挙制度改革に賛成するかしないかにより、「改革派」と「守旧派」に識別され、政治改革が選挙制度中心の議論になった印象は否めない。マスメディアの批評もそこに集中した。

しかしながら、そもそも選挙制度改革の目的は、わ

が国の民主主義の歴史において重要な意味を持つことを認識しなければならない。政治と金の問題だけでなく、国民の生活に重大な影響を与える政治の意思決定や、統治の仕組みが急激に変化していることを強調せねばならない。なぜなら、そこに視点を持たなければ、第2の政治改革である「橋本行革」や第3の政治改革である「小泉改革」の意味がぼやけてしまうからである。

最近の政治に関するアンケート調査では、「改革」という言葉に国民が拒否反応を示しているらしい。では、改革がうまくいったのか、いかなかったのかという判断は、何をもちょうどのような基準で行うのか明確な規定はなく、極めて主観的な判断となる。また、タイムスパンも重要な要素であろう。例えば、「小泉内閣が掲げる構造改革は進んでいるのかいないのか」というメディアの世論調査は、国民が主観的に「進んでいる」と思う人が多数であれば、進んでいることになるし、「進んでいない」と思う人が多数であれば、進んでいないことになる。このように印象による部分が大きい。

私の提案は、「政治改革」の当初の目的をこの10年で見えた場合、進んだのかどうかという問いかけである。そして、できる限り客観的にこれを評価し、この改革がわが国の政治史上どのような意味を持ったのか、政界や官界において政策の実行に変化があったのか、それは国民にどのような影響を与えているのか、という考察を提示したい。

そして、「改革」の意義を正村公宏氏の改革派の定義から引用させていただく。同氏は、真の改革派は「改革の過程でたえず改革の効果を確認、必要の手直しを繰り返しながら前進する必要があること」を熟知し、「改革の進行に応じてプログラムに必要な改良を加え、手段の体系を再構築する努力を繰り返す必要がある」ことを認識する者であるとしている¹。言い換えれば、改革は最初の目的を達するために、絶え

資料 政治改革等に関する年表

昭和63年	6月	リクルート疑惑、川崎市で表面化
平成元年	6月	自民党政治改革推進本部、発足 第8次選挙制度審議会が発足し、「選挙制度及び政治資金制度の根本的改革のための方法を具体的に示されたい」と諮問を受ける
	12月	公職選挙法の一部改正、成立(寄付禁止の強化など)
平成2年		第8次選挙制度審議会、小選挙区比例代表並立制案「政党に対する公的助成等について等」答申
平成3年	6月	第8次選挙制度審議会、「衆議院議員の選挙区の区割りについて」および「選挙の腐敗行為に対する制裁強化のための新たな措置について」答申
	8月	海部内閣、政治改革関連法案を国会に提出、9月に廃案
	10月	与野党5党、「政治改革協議会」の設置で合意
平成4年	4月	政治改革推進協議会(民間政治協議)発足
	8月	東京佐川急便事件に関連して金丸自民党副総裁、辞任表明
	12月	国会議員資産公開法が成立
		公職選挙法の一部改正法(選挙運動期間の短縮、選挙公営の拡大など)および政治資金規正法の一部改正法(政治資金パーティーの適正化など)、成立
平成5年	4月	自民党、政治改革関連4法案を衆議院に提出
	6月	社会党及び公明党、政治改革関連6法案を衆議院に共同提出
	6月	宮澤内閣不信任決議案可決、衆議院解散
		民間政治協議、「民間政治改革大綱」公表
	8月	細川内閣成立
	9月	細川内閣、政治改革関連4法案を国会に提出
	10月	自民党政治改革関連5法案を衆議院に提出
	11月	衆議院本会議、内閣提出の政治改革関連4法案(公職選挙法の一部改正法、衆議院議員選挙区画審議会設置法、政治資金規正法の一部改正法、政党助成法)を一歩修正して可決

平成6年	1月	細川首相と河野自民党総裁が会談、政治改革関連法案について合意し、政治改革関連4法案、可決・成立
	11月	区割り法、公職選挙法の一部改正法(連座制強化)政党法人格付与法が成立
平成8年	10月	第41回衆議院議員総選挙(初めての小選挙区比例代表並立制による選挙)が行われ、行政改革が主要な争点となる
	11月	橋本首相、首相の直属の機関として「行政改革会議」を発足させる
平成10年	6月	中央省庁等改革基本法(22省庁を1府12省庁に再編、内閣機能強化、独立行政法人の導入など)が成立
		自民、社民、さきがけの与野3党、政治改革関連法案(政治家の株取引に関する資産公開強化など)を国会に提出
平成11年	7月	国会改革関連法(政府委員廃止、副大臣制導入、国家基本政策委員会の設置)成立
	12月	中央省庁改革関連法、成立
		政治資金規正法等の一部を改正する法律が成立(企業・団体献金の禁止)
平成12年	11月	あっせん利得処罰法が成立
平成13年	1月	中央省庁再編、1府12省庁体制発足
	11月	第2次森改造内閣において「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」を閣議決定
平成14年	2月	民間政治協議、「国の統治機関に関する基本法制上の課題」(与党事前審査の廃止など)を発表
	3月	自民党国家戦略本部・国家ビジョン策定委員会、政策決定システム改革案を内容とする最終報告を小泉首相に提出
平成15年	1月	北川正恭氏、統一地方選でのマニフェスト採用を提言
	7月	21世紀臨調「政権公約(マニフェスト)に関する緊急提言」を公表
	10月	公職選挙法の一部改正(政権公約の配布を可能とする等)成立
	11月	第43回衆議院議員総選挙

ず修正が必要であり、さまざまな手段を駆使して、よりよいものをつくり上げていく作業であり、その過程が「改革」と呼ぶに相応しいと言える。

改革の始まり

まず、10年前の政治改革である小選挙区制度導入の目的は何であったのか検証していきたい。

この第1の政治改革が実現する5年前の平成元年、自民党はリクルート事件に真っ只中にいた。国民の手厳しい批判の中、小選挙区比例代表制度などを柱にした「政治改革大綱」をまとめた。その意味では、政治改革は15年前に始まったとも言える。大綱をまとめた責任者の伊東正義(故人)自由民主党政治改革推進本部長(当時)は、「政治改革が目指すものは、単なるリクルート事件の対処療法であってはならない。あくまでも、21世紀の人たちの批判にも耐え得るような民主政治・議会制度・政党政治を確立するため」であると語っている¹⁾。

そして、同本部の企画委員長であった保岡興治氏(現衆議院議員・元法務大臣)は、当時の中選挙区制度が族議員と派閥を固定化し、引いてはリクルート事件の遠因となった。また、政治家を官僚と結びせ「縦割り行政や権限争いに禍いされて、各省庁を超える総合的な政策」や「大胆に未来を先取りした政策が立案され」ず、「さらに、政治家は役人と結び付くことで政治のサービスをしており、政治の『行政化』が生じている」と指摘した。そして、「今後の政策課題はいずれも総合的、調整的、未来予見の対応をよとするものであり、政治の指導性が発揮されなければならない。」と主張している²⁾。同氏は、この他に、「地方分権」と「政党改革」の必要性も訴えている。

また、伊東氏や保岡氏らと政治改革を推進していた小沢一郎氏(民主党代表代行)は、平成5年の著作

『日本改造計画』の中で、政治改革の主要な目的は「首相が名実ともにトップに立ち、政治をリードしていく体制をつくることである。首相周辺のスタッフを充実させ、あらゆる緊急課題を的確に判断し、同時に長期のビジョンに基づく政策立案できる体制を整えなければならない」と述べている³⁾。

この3氏に代表される政治改革に対する認識は、当時政治改革に携わった者たち共通の思いであったはずである。そして、この政治改革の目的を達成するために、小選挙区制度を導入したのであった。上記の「政治の主導力」、「首相のリーダーシップ」、「地方分権」というキーワードは、小選挙区制度と表裏一体である。そして、これが10年後の構造改革につながっていく。小泉内閣の特色である「総理のリーダーシップ」、そして構造改革の主要テーマである「中央から地方へ」がそれである。さらには、昨年度ブームになったマニフェスト(政権公約)は、小選挙区制度なくしてはあり得ない点を認識する必要がある。読者の方々には10年前の「政治改革」の目的が、今でも脈脈と続いていることに注目していただきたい。

- 1 正村公宏『改革とは何か』(ちくま書房・1997)33頁参照。
- 2 保岡興治『思春期を迎えた日本の政治』(監修/東都書房・1990)2頁参照。
- 3 保岡・前掲70頁～75頁参照。
- 4 草野厚『連立政権』(文春新書・1999)151頁参照。



1965年生まれ。専修大学文学部英語英米文学科卒業。米国オレゴン州立大学留学。米国ウェストバージニア州立マージナル大学大学院政治学部国際関係論修士。現在、自民党国家戦略本部、憲法調査会担当。